

北九州市立大学法政論集第47巻第3・4合併号(2020年3月)抜刷

論 説

財産所有デモクラシーと企業規制 —— 職場民主主義推進の是非をめぐって ——

大 澤 津

論 説

財産所有デモクラシーと企業規制 —職場民主主義推進の是非をめぐる—

大 澤 津*

はじめに

本稿の目的は、アラン・トマス（Thomas 2017）の財産所有デモクラシー（property-owning democracy）論の文脈において、正義を実現する上で企業の内部組織を規制もしくは統制することが適切であるかどうかを考えることである。焦点になるのは、職場民主主義を正義の要請事項とすることの是非である。トマス（Thomas 2017）は、社会が実現すべき正義を互惠性（reciprocity）の実現と社会的支配（domination）関係の廃棄に見るが、特に社会的支配服従関係を防止するために企業（職場）は大きな要因になる。一般的に職場においては序列と命令関係が行きわたっており、それは従業員の私生活にも重大な影響を与えるからである。しかし、トマスは職場民主主義を正義の問題として扱うことをせず、道徳的に望ましいが根本的には市場の偶然に支配されるべきもの、という地位しか与えない。本稿は、この立場の根拠を問う。トマスが直接に根拠とするのは、職場民主主義の広範な導入が労働市場の流動性低下を招き、恒常的に搾取——生産性の高い者の得る利益が生産性の低い者を原因として低下する事態——を引き起こす、という考えである。本稿では、この根拠を

* 本学法学部准教授

退けた上で、トマスの別の根拠として、反卓越主義をあげる。それは、職場民主主義が消費および余暇とトレード・オフされる関係にあることを考慮し、次の結論を導く。つまり、消費と余暇に対して、職場民主主義を優越させることは特定の生き方を奨励する卓越主義を採用することとなり、政府の満たすべき中立性要求が侵犯されるから、職場民主主義は財産所有デモクラシーにおいては正義の要請事項にはならない、というものだ。これに対し本稿は、メックレド＝ガルシアの議論（Meckled-Garcia 2017）を参照しつつ、中立性の要求は正義原理にしか及ばないから、政策的レベルでの卓越主義は許され、またそれが正義にかなった体制の安定的維持に資するなら、積極的に促進されるべきだと主張する。職場民主主義は、このような正義原理の限定の中にある卓越主義の要求として、正義のために要請されうる。他方で、この卓越主義はあくまで正義に関連する諸価値の一部でしかないから、他の正義を構成する道徳的価値に対して譲ることもあり、また政策的レベルでしか採用されないから、その社会拘束力は弱い。以上の本稿の主張は、社会制度のあり方に関してはトマスの議論に概ね沿うが、その道徳的根拠に関しては大幅な修正を行い、職場民主主義を正義の要請として考えるものである。

本稿の構成は以下の通りである。まず、トマスの財産所有デモクラシーの議論を本稿に必要な限りで概観する。次に、トマスの財産所有デモクラシーにおける職場民主主義の地位について確認する。その上で、トマスが職場民主主義を正義の要請事項と考えない理由を考察し、限定的な卓越主義を認める本稿の立場を論じる。

1. 財産所有デモクラシー

トマスが自身の理論の基礎としているロールズの財産所有デモクラシーの内容を簡単に確認しよう（Rawls 2001: 135-140, esp. 139）。⁽¹⁾ ロールズの正義の二原理を体現する体制の一つは財産所有デモクラシーであるが、この体制の目的は二つある。一つには市民が自らのことを自らの手で行う

ことができるよう、経済的に必要な基盤を整えること。これは事後的に不遇に陥った者を助けるのではなく、常にかかる基盤を維持することを意味する。もう一つは、富の偏在に起因する市民の間での支配服従の関係を防ぐことである。この目的に従って、財産所有デモクラシーでは、財産の広範な分散が図られる。特に、人的資本を含む生産財の集中を防ぐことが重要となる。

トマスは、ロールズの主張する正義の二原理、またその体制的実現例としての財産所有デモクラシーを前提としつつ、彼独自の財産所有デモクラシーの構想を提案する。トマスの構想を独特にしているのは、それを共和主義と結び付ける点にある。この結合の裏にあるのは、ロールズ正義論のコアにある格差原理に対するトマスの独特の理解であるから、まずこれを確認しよう。財産所有デモクラシーの目的は、自由かつ平等な政治的主体性を持つ市民を可能にすることである（Thomas 2017: 7-8）。経済体制は、このような政治的関心から問題となる（Thomas 2017: 10-11）。この際、人々の政治的主体性は、ロールズが「二つの道徳的能力（‘two moral powers’）」と呼んだものを指し（Thomas 2017: 17, 19）、それは正義原理に従う能力と、自らのよき人生の構想を形作り、追求する能力を意味する（Rawls 2001: 18-19）。このような政治的主体性を支えるのが、経済的基盤、つまり収入と財産である。トマスはロールズの正義論に主としてこの点で依拠する。そして、ロールズの格差原理を、互惠性を体現する原理として最重視する。簡潔に言って、トマスの理解では、互惠性とは自らが社会において利益を得ることを通じて、同時にあらゆる人の利益を実現することを意味する（Thomas 2017: 43）。このように理解された格差原理をトマスは「連帯的格差原理（‘solidaristic difference principle’）」と呼ぶ（Thomas 2017: 40-41）。格差原理においては、社会的不平等は所得の最不遇者の最大の利益となるよう調整されるが（Rawls 1971: 75-78）、さらに、所得の上位層と下位層および中間層は一連の利益の動きをするものと想定される（Thomas 2017: 40-46）。こうなれば、富裕層における私的利益は中間層から下位層まで含んだ皆の利益ともなっているため、それは市

民的互惠性の関係を、所得を通じて表すことになる。また、これもロールズ同様（e.g. Rawls 1971: 78）、不平等に由来する効率性を認めており、完全平等を目指すより、適切に不平等を管理することによって、すべての人の利益を実現することを目指す（Thomas 2017: 40-46, esp.45）。

この際、トマスがロールズの格差原理の実行面について修正を加えるのが、財産や所得に上限を設けるために不平等を制限することである（Thomas 2017: 97, 111）。その主たる理由は、あまりにも格差が開きすぎると富裕者によって政治が支配される恐れがあるからである（Thomas 2017: 106, 110-111）。他方で、このことの逆の状況は、財産が幅広く分布された状態、つまり財産所有デモクラシーに他ならない。その結果、格差原理は特定の政治経済体制、つまり財産所有デモクラシーとともに実現されねばならないことになる（Thomas 2017: 96）。財産所有デモクラシーは正義を構成する一部となり、また憲法の一部となる。⁽²⁾

トマスが具体的に財産所有デモクラシーの制度的特徴としてあげるものには、なじみ深いものだけでも、無償の公的教育、資産に対する課税、所得保証やベーシック・インカム、公的金融などがある（Thomas 2017: 136）。但し、トマスはその詳細について、政治的決定の問題であるとしている（Thomas 2017: 136-137）。これらの制度によって、各人が何らかの資本を手にする。⁽³⁾そしてそれは、自己充足や賢明さなどといった美德をも達成するとされる（Thomas 2017: 114-115）。

トマスは、このような財産の極端な偏在をゆるさない立場を、ローマ的共和主義の伝統として理解し、自身の立場をロールズの正義論とローマ的共和主義の結合として提示している（Thomas 2017: ch.1）。⁽⁴⁾ローマ的共和主義の立場から見て、この体制が可能にするのは「自由人（‘liber’）」として人々が生きることであり、自由人とは先の二つの道徳的能力を持つ者を意味する（Thomas 2017: 17, 19）。そして、共和主義が主眼とすることは市民間の支配と服従の関係を防ぐことである（Thomas 2017: 23）。またそれは、人々の相互尊敬や社会参画などを可能にする（Thomas 2017: 7）。財産所有デモクラシーはこれらの実現をも目指すものでもある。

以上をまとめれば、トマスの財産所有のデモクラシーは、他者に依存したり支配されたりすることなく、人々が市民として自らの人生の価値を定めて追求し、かつその中で適切な他者との政治的関係——正義に適った体制を支える者として協働する——を築くための、正義に必須の体制として機能する。これは、政治経済体制の選択を副次的問題とみなしたロールズ自身の立場（Rawls 1971: 265, 274, 2001: 135-136）からは相当逸脱するが、極端な貧富の格差の拡大と中間層の没落（cf. Thomas 2017: ch.2）に頭を悩ませる現在のわれわれにとっては、非常に魅力的な青写真である。

2. 職場民主主義と財産所有デモクラシー

政治経済的枠組みは、人々がどのように仕事をするようになるのかを根本的に定める。他方で、仕事は多くの人にとって人生の主要関心事であり、彼らの人生の質を決めてしまう。特に、職場における指示命令系統の下、ハラスメントや生きにくさに苦しみ、それが私生活にも悪影響を及ぼしているケースは多い。トマスの財産所有デモクラシー論において、かかる職場のあり方は重要な議論の対象になっている。トマスの財産所有デモクラシーは、支配服従の関係を防止することがその大きな目的であったことを思いだそう。そうであれば、職場こそは最も手当を必要とする場所ではないか。近年、エリザベス・アンダーソンは、アメリカの企業が従業員の私生活にまでコントロールを及ぼす有様を「私的政府（‘private government’）」として批判したが（Anderson 2017）、同様の指摘は今日の資本が圧倒的に優位な政治経済体制下ではいずれの国にもなされうだろう。そこで、財産所有デモクラシーの構想が、企業を介した支配服従の関係を終わらせることも期待されるかもしれない。それは、企業を介した職場の権力関係の是正を目指すものであり、これまでも提唱されてきたように、職場に民主主義を持ち込むことである。特に、日々の仕事の課題とより上位の組織的決定のレベルにおける発言権を従業員が持つことは、必須の要求事項とされる（cf. Young 1990: ch.7）。つまり、仕事のあり方および事

業のあり方を決定するに際して、それを経営側の専権事項とせず、広く従業員との共同的決定とすることに職場民主主義論の要点がある。これは経営による従業員の支配を防ぐためには必須と思われる。事実、政治経済体制の問題を総じて彼の道徳的理論の周辺の部門としてのみ扱い、それゆえ職場のあり方の問題を踏み込んで論じることがなかったロールズにおいても、職場民主主義は、ほのめかすという形ではあるものの、正義に適った社会に必要な要素として言及されている (Rawls 2001: 178-179)。

ところが、トマスは総じて職場民主主義を正義の構成要素として考えることには否定的である (Thomas 2017: ch.8)。トマスにおいて、職場民主主義はそれ自体として望ましいか望ましくないかといえば、望ましい (Thomas 2017: chs. 8-9)。政治的主体性を維持することが正義と財産所有デモクラシーの根本的な目的であったことを考えれば、このことは自然である。トマスは職場民主主義を奨励するための補助金も認める (Thomas 2017: 263)。特にトマスは従業員が管理する企業を最も民主主義的な企業および職場の形態であるとして、その価値を認めている (Thomas 2017: 218)。しかし人々の社会的生活が全面的に民主主義的である必要はない、というのがトマスの理解である (Thomas 2017: ch. 9, esp. 272, 274, 277)。トマスのこの理解の根拠には、職場民主主義のコストに関する見解と、民主主義社会の結社の性質に関する見解があるが (Thomas 2017: chs.8-9)、本稿では特に前者を検討する。それは主として効率性の問題として把握され、より詳しくは何らかの搾取の問題として考えられている。(この点は後に詳述するが、搾取とはより生産性の高い者の得る利益が生産性の低い者のために不当に低くなる事態を指す。)

トマスは、職場民主主義を正義の構成要素として政府が企業全体に強制する経済体制——これを職場民主制と呼ぼう——を否定し、職場民主主義はあったら望ましいがなくても不正義とまでは言えない、財産所有デモクラシーの推奨されるべき美点という程度に扱っている (Thomas 2017: chs.8-9, esp. 272-273)。特にトマスは、シェが提案した「職場共和主義 ('workplace republicanism')」 (Hsieh 2005) の次の主張に賛同する

(Thomas 2017: 270-272)。それは、「仕事において恣意的な介入を受けない基礎的権利（‘a basic right to protection from arbitrary interference at work’）」を人々は持つべきだ、というものである（Hsieh 2005）。これは職場における直接的支配服従関係を緩和する効果を持ち、その意味で共和主義的实践である。他方で、これは職場における意思決定への全面的参与を保証する権利を意味しないから、職場民主主義の十全な実現ではない。(5)

このように、トマスは職場民主主義を望ましいものとするものの、その道徳的価値は正義にまで達しない。結論として、職場民主主義は、正義を構成する道徳的価値に一致したりそれらを促進したりするから何らかの望ましさをもち、その点において補助金などで奨励されるべきものではあるが、正義に適った社会に必須とまではいえないもの、という程度にとどまる（Thomas 2017: 272-273）。もちろん、人々は職場民主主義に対する道徳的権利を持たないといえるだろう（Thomas 2017: 263）。トマスによれば、企業の内部組織がどうなるべきかは、最終的に市場の機能がもたらす帰結の問題である（Thomas 2017: 260）。この機能的帰結は職場民主主義にとっては不利なものとなるかもしれない。だが、それは大きな社会道徳上の問題にはならない。職場民主主義は正義の要求ではないから、このように簡単に足切りされてしまう。

トマスの立場には何か首尾一貫しないものが感じられる。一方で、職場民主主義は正義の観点から望ましいとされるのに、他方で正義を構成する要素にならないというのは、トマスの財産所有デモクラシーの目的と一貫しないように思われるからだ。トマスが最も問題視するのは社会的支配服従関係であるが、職場の支配関係は深刻ではないのか。職場におけるヒエラルキーは極めて強力である。また、多くの人にとって、職場における支配服従関係は、生活全般にかかわる影響を生むから、社会的な手当が期待されよう。だからこそ、多くの論者は職場民主主義を問題としてきたのである。(6)

もちろん、トマスの財産所有デモクラシー論が職場の支配服従関係を全

く無視しているわけではない。トマスの財産所有デモクラシーは、社会全体で支配服従関係の解消に取り組むから、間接的にこの問題を取り扱う。資産が比較的平等に保たれているならば、職場の移動は容易となる（Thomas 2017: 260）。また、資本の使われ方が無限の富の追求を目的とするものでないのであれば、より意味のある仕事を提供することに注力する余裕もあるかもしれない（cf. Thomas 2017: 219, 276-277）。しかし、これらは支配服従関係が職場からなくなることを意味しない。

そうであるなら、職場民主主義を何らかの正義の要請として位置付ける方が適切ではないか。これは職場民主制まで達しなくてもよい。つまり、職場民主主義の政府による企業一般への強制を、正義の必須構成要素とする必要はない。しかし、状況に応じて、職場民主主義を正義の実現に必要な要請事項として政府が責任をもって促進する、という立場は十分ありえる。こうすれば、職場民主主義は人々に、状況に応じて道徳的権利として保障されるべきものとなるので、市場の機能的帰結が不適切であれば、正義の要請事項として、企業の強力を打ち破ってこれを是正する責任が政府に生まれる。

トマスがこのルートを取らない理由があるとすれば、それは財産所有デモクラシーにおいて、職場民主主義を正義の要請事項としてはならない積極的理由があるからであろう。この点、職場民主制が搾取につながるという議論が当然注目される。しかし、後述するように、トマスの搾取論はそもそもその土台が危うい。また、トマス自身が職場民主主義の奨励政策を認めているのだから、企業全般への強制を伴わない、政策レベルでの職場民主主義奨励策は搾取批判にあたらないはずだ。そうなら、職場民主主義それ自体に正義の要請事項としての何らかの地位をもたせるという戦略は、それなりに有望である。そうであるのに、そのような主張がなされないとすれば、職場民主主義を正義の要請事項としないことに対して、何らかの理由を補う必要がある。そして、その成否を問わねばならないだろう。もし、トマスがそのような理由の提供に失敗しているとすれば、財産所有デモクラシーでは正義の問題として職場民主主義が奨励される、とす

るほうが適切に思われる。

財産所有デモクラシーを通じた企業規制の成否は、以上のように、職場民主主義を正義の要請事項としてその地位を定めうるかによって決まる。以下では、トマスの議論の枠組みを前提として、これが可能かを考えよう。トマスが職場民主主義を正義の必須構成要素としない理由は、効率性に関する議論として提供されている。まず、トマスが最もこの点を詳細に論じている搾取に関する議論を概観し、その有効性を手短かに考察する。その後、トマスの効率性の議論を反卓越主義の議論として再構成し、彼が職場民主主義を正義の要請事項としない主たる理由は反卓越主義であるとする理解を提示する。他方で、卓越主義を認めることができれば、職場民主主義を正義の要請事項として掲げることができ、またそれには適切な理由があることを論じる。

3. 道徳的価値としての効率性

トマスが職場民主制に反対する理由として掲げるのは、何らかの非効率性である。第一に、搾取批判がある（Thomas 2017: ch.8）。これこそがトマスの職場民主制反対論の主要な主張である。それは主として、職場民主制が労働市場を不活発なものとすることにより人々の職場移動が難しくなる、という背景の下、生産的である者の利益が、生産的でない者がいることによって不当に低下する事態を指す。これは非効率な人的資源の利用状況でもあるから、非効率性の問題に含められよう。また、これとは別に非効率性の問題を考えることもできる。これはトマスの反卓越主義と結びつく。どちらの非効率性問題においても、効率性は何らかの道徳的価値として主張されており、その検討は職場民主主義の道徳的価値や論点を考察する上で重要である。

(1) 職場民主制への搾取批判

トマスの職場民主制批判は、搾取批判として行われている。トマスの見

解では、職場民主主義の最も進んだ形態は、従業員があらゆる企業の決定を自ら行う企業であり、これ自体は好ましいものである（Thomas 2017: 218）。しかし、これを政府が企業のあるべき一般的な形態として強制するならば、そこには搾取問題が発生するという。根本的には、搾取とは人々が自分の貢献分に見合った対価を受けられない事態を指す（Thomas 2017: 221, 225）。職場民主主義では、集団的決定によって賃金が決まってしまうから、このような対価を受けられない可能性があるということだ（Thomas 2017: 227, cf. Vrousalis 2018: 127）。この理解を前提に、本稿の文脈でトマスの搾取論の要点を述べれば、特に重要なのは次の点である（Thomas 2017: ch.8）。まず、採用の決定が従業員の民主的決定にかかれば、そのプロセスは停滞が予測されるが、こうなると労働市場の流動性が低下する。結果として、人々は自らの企業に居続ける状態になるが、こうなるとより生産性の高い者はより生産性の低い者から逃れることはできないし、企業ごとに賃金に差が発生しても、より高い所得を目指して移動することができない（Thomas 2017: 227-228）。また、従業員の雇用を守るために、より進んだテクノロジーなどへの投資が行われないから、効率性的生産が阻害される（Thomas 2017: 229, 242-243）。これらは競争的で効率的な市場であれば人々が本来得られたであろう利益を奪うものであるから、何らかの搾取と定義されうる（Thomas 2017: 225, cf. Arnold 1994, esp. ch.3, Raekstad 2017）。

さて、この搾取批判にはさまざまな反論が可能だと思われる。その中でも最も単純だが強力であると思われる批判は、搾取はトマス自身の財産所有デモクラシーにも当てはまる、というものである（Vrousalis 2018: 127, Raekstad 2017）。⁽⁷⁾ トマスが搾取を定義する際、その基準点になっているものは一般的な資本主義における自由競争的市場である。ここでの効率的生産と分配を基準点にしている以上、人々の賃金分布を変更したり、富裕層に課税したりする財産所有デモクラシーもまた、搾取の批判を免れないだろう。

自家撞着批判を、もう少し違う観点から一般的に展開しておきたい。ま

ず、トマスの議論に従い、搾取、つまり生産性の低い者によって生産性の高い者が見合った対価を得られない事態は、正義という観点から問題となる道徳的マイナスであると想定しよう。さて、いま、財産所有デモクラシーにおいて、社会のどこに行っても生産性をさしてあげられない者がいるとしよう。トマスは生産財や富へのアクセスが何らかの教育的効果を持つことを期待しているが、それがすべての人を生産的にすることまでは期待できないだろう。また、財産所有デモクラシーはかかる道徳的マイナスの事態を消す効果を直接に狙ったものではそもそもない。そこで、この道徳的マイナスの事態は財産所有デモクラシーにおいていつでも起こりうると言えそうである。ということは、財産所有デモクラシーはいつでも搾取を起こしうる不正な体制ということになる。

以上のことから、職場民主主義を正義の構成要素としない理由を搾取論に求めるのには無理があると思われる。

(2) 反卓越主義的価値としての効率性

トマスの搾取論は見通しが厳しいが、他方でトマスは職場民主主義に反対する別の根拠として、時折卓越主義に触れている（e.g. Thomas 2017: 259, 262）。例えば、フリーマンの職場民主主義の議論についてである。フリーマンは、ロールズの正義論で主張される機会の公正な均等について、経済的主体性の発揮を保障することを目的とするものである、という職場民主主義に肯定的な見解を提示している（Freeman 2013）。他方トマスは、経済的主体性を特に重視するのは何らかの卓越主義であるとしてこれを退けている（Thomas 2017: 262）。しかし、トマスの反卓越主義的見解は、なぜ卓越主義がそれほど問題であるかについて今一つわかりにくい。そこで本稿では彼の議論を中立性の要求として捉え、職場民主主義を正義の構成要素としない根拠としての反卓越主義を検討する。これはトマスの主張の再構成に依存する議論だから、より丁寧に見ていきたい。

まず、卓越主義について確認しよう。一般に卓越主義とは、人々にとっての善（good）は、ある人が主観的に欲しいと思うものからは独立して客

観的に決まるという立場と、政府はそのような善を促進すべきである、という二つの主張からなると思われる。⁽⁸⁾ その際、政府は客観的な善をそれ自体の価値のために促進する（Couto 2014: Introduction, ch.1）。例えば、美の体験をすることが価値であるとするなら、その価値を目的として美の体験を促進するための政策——美術館の建設——が行われる。卓越主義者が掲げる価値は多様であり、単一の価値だけを重視するわけではない。例えば、コウトは、合理的活動、知識、身体的技能、深い人間関係、自律、美術的創造性などを挙げている（Couto 2014: 43-44）。特に現在の議論の文脈では、トマスの見解の背景になっているロールズとの違いを強調しておこう。ロールズにおいても、例えば基本財のように客観的な善を定義することはある。しかし、これらの善は、人々が市民としてよいと思えば十分であって、個人的信条や個人的生活においてよいと思う必要はない（Rawls 2001: 57-61, 2005: 187-189）。⁽⁹⁾ しかし卓越主義者は、人間一般にとつてのよき人生という観点からこれらの善の価値を定めるので、これらは個人的にもよいものとされるべきなのである。⁽¹⁰⁾ なおこの観点からは、市民として重視すべきとされる諸価値を、個人的信条や個人的生活の文脈でも価値あるものとするべきだ、と言ってしまえば、卓越主義になる。⁽¹¹⁾ あくまで市民としてそう思えば十分なのである。⁽¹²⁾

トマスは、卓越主義に関して否定的な見解を示している。それは、価値に関して多元的な世界において卓越主義を採用すれば、問題を解決するどころか作りだしてしまうとトマスが考えるからである（Thomas 2017: 4）。卓越主義では客観的な価値を定義し、それを政府が促進しようとするが、その価値のリストに納得しない人も多いかもしれない。そうであれば政治的問題が増える。財産所有デモクラシーの目的の一つは、価値が多元的な社会において正統性を持つ政府のあり方を探求することだから（Thomas 2017: 1）、卓越主義が入る余地はないというのである。このことは、トマスが問題にしている卓越主義の問題点が、実践的には価値観に対して政府が維持すべき中立性の侵犯にある、ということを示唆する。

さて、ここで筆者が指摘、考察したいのは、反卓越主義が職場民主主義

よりも効率性を重視すべき道徳的理由となる可能性である。ロールズの格差原理にも見るように、効率性は財の生産にかかわるから、人々の人生への影響を通じて、道徳的な価値ともなりうる。ロールズの正義論では、社会的格差が許されるのは、それが社会的に最も不遇な者の状況を改善する限りであるという道徳的主張がなされるが、これも資源活用の効率性の要求を内在させている（e.g. Rawls 1971: 78-80, 271-272, 2001: 123, cf. Cohen 2008: chs. 1-2）。トマスにおいて効率性がなぜ重要かを考察することで、彼の財産所有デモクラシーにおいて職場民主主義が道徳的にどのようなものと理解されるべきかが明らかとなる。

先の搾取批判と離れて、トマスが効率性を重視する理由には何がありえるだろうか。第一に思いつくのは、社会的繁栄（social prosperity）が持つ道徳的価値である⁽¹³⁾。社会的繁栄は多くの人にとって喜ばしいことであるから、直ちに道徳的価値があると思われるかもしれない。しかし、トマスの財産所有デモクラシーにおいては、社会的繁栄がそれ自体として道徳的に目指されることはない。ここで、ロールズが経済成長を彼の正義論の前提としていないことを想起したい（Rawls 2005: 7, n.5）。ロールズは格差原理の正当化において、それがより不遇な人々の状況を改善することを主張したが、これは社会全体の物質的豊穡の追求を指す社会的繁栄とは別問題である。トマスが解釈するように、ロールズが格差原理を唱える根拠は民主主義的な市民関係を実現することにあるから、物質的豊穡は効率性を追求すべき道徳的根拠にはならない。

トマスが効率性を重視する理由は、やはり彼が依拠するロールズ主義にあるだろう。ここで、トマスにおいて、生産と分配に関する道徳的基準は互恵性を体現する格差原理にあり、またその意図するところは二つの道徳的能力の実現にあることを思い出されたい。ここから、トマスは彼独自の連帯的格差原理の必要を説き、それは財産所有デモクラシーを必然的に含意する、としたのであった。そして格差原理は効率性を内在させ、それを道徳的に価値あるものにする原理である。つまり、不平等から来る効率性が互恵性を達成してあらゆる人々の財の享受を促進し、よってあらゆる人

々の道徳的能力を伸ばすのである。

さて格差原理には効率性の要求が内在しているが、トマスがこの原理の目的を社会的連帯としたことに倣って、連帯的効率性（*solidaristic efficiency*）というアイデアを得ることができる。ここで連帯的効率性とは、二つの道徳的能力の実現のために必要な物質的状况をつくることを目指して社会的な生産性を向上させる効率性を意味する（cf. Rawls 2005: 75-76）。効率性とそれがもたらす生産性の向上自体は道徳的価値ではないが、二つの道徳的能力を涵養することは道徳的価値であるから、このことによって効率性や生産性に道徳的意味が生じるのである。特に、二つの道徳的能力の実現には、さまざまな財やサービス、社会参加への機会が必要になるだろう。⁽¹⁴⁾ 連帯的効率性の観点からは、こうした機能を持ちうる財はより多様により多く、効率的に生産された方が望ましい。⁽¹⁵⁾

さてここで、これらの二つの道徳的能力の実現に必要なものには、さまざまな財やサービスの消費、そして余暇（以後、単に消費と余暇）も含まれると考えられよう。消費される財にはいわゆる地位財（Hirsch 1976）は含まれないが、さまざまな社会的体験を可能にしてくれる財やサービス、また知識や情報へのアクセスを可能にしてくれる財やサービスなどが、幅広く含まれると思われる。⁽¹⁶⁾ 自らのよき人生の構想を持ち、正義原理を認知し人々とともに協働に参画するためにこれらが必須であるからである。ロールズが余暇を分配上の基本財として捉えたかどうかに関しては論争があるが、二つの道徳的能力の実現の観点からは、余暇の必要性を否定することは難しい。⁽¹⁷⁾ そこで、消費と余暇は道徳的に非常に重要であると考えの方が自然である。

先の連帯的効率性の観点からは、かかる消費のための財とサービス、そして余暇もまた、効率的に生産された方がよい。そうであるなら、この観点からは、仕事、そして職場へのエンゲージメントは、少ない方がよい。というのも、仕事と消費・余暇活動はトレード・オフの関係にあると考えられるからである。職場へのエンゲージメントをあげることは、二つの道徳的能力を伸ばすための他の方途——消費と余暇——について、機会費用

を発生させる。消費や余暇とは違い、仕事には責任という負荷が内在していることを考えれば、時間や労力を仕事により多く回すことは当然の成り行きである。⁽¹⁸⁾ そうであれば、仕事において費やす時間や労力が増えれば、それだけ消費と余暇には機会費用という意味での負の影響が出る。⁽¹⁹⁾ 消費と余暇は、出来る限り少ない仕事へのコミットメントによって可能となるほうがよい。

もし、二つの道徳的能力と消費および余暇の効率的生産に関する以上の議論が成立するならば、民主主義的職場への嗜好と消費・余暇への嗜好の間での中立性が問題となる。⁽²⁰⁾ まず中立性とはどんな論点か確認しよう。中立性には二つあるとされる。⁽²¹⁾ 第一には効果の中立性である。これは政府の活動がその効果において、いかなる価値観の促進や障害にもならないというものである。これは土台無理な話である。例えば、健康を促進する政府の活動は、不健康であることには文化的価値がありえるという価値観を阻害する。政府の活動が常に何らかの機会費用を伴う以上、効果の中立性はあり得ない。これに代わって考えられるのが、正当化の中立性である。それは政府の活動を正当化する理由は中立でなければならない、とするものである。完全に中立的な理由というものがありえるのか、という点はいぶかしく思われるかもしれないが、本稿との関係でいえば、ロールズの政治的リベラリズムをその応答として捉えることもできる。つまり、ロールズに従って、人々は立憲的デモクラシーの市民として、その体制がよって立ついくつかの政治的価値——政治的自由や機会の公正な均等——を受け入れているので、それらの価値を理由とした政府の活動は正当化の中立性を満たす、と考えることもできる（Rawls 2005: 136-140）。正当化の中立性を満たさない政策は、人々が個人としてどのように生きるべきかという点について、政府が勝手な判断を下し、それを強制するものだから受け入れられない。反卓越主義の具体的要求は、このような正当化の中立性である。また先にも指摘したが、中立的理由であったとしても、それらを支える価値を個人的信条や個人的人生の文脈でも信奉もしくは実践せよと言えば、それは中立性を超えた反対すべき卓越主義を生じる。

連带的効率性通じた、消費と余暇の効率的生産の道徳的価値の発見は、消費と余暇および職場民主主義との間での中立性問題の認識につながる。トマスは、職場民主主義を嗜好することを「高くつく嗜好（‘expensive taste’）」（Thomas 2017: 263-264）と表現している。トマス自身の議論からは外れるが、これをヒントに次のように考えてみよう。まず、職場民主主義には、支配服従関係を防止するという道徳的価値がある。また、職場民主主義自体が、得難い社会参加機会として、二つの道徳的能力の涵養に役立つであろうから、この観点からも道徳的価値がある。⁽²²⁾ 人々は市民として、これらの道徳的価値の重要性を認識できるから、職場民主主義は政府の行動に中立的理由を提供する。だが他方で、職場民主主義は、人々の仕事へのエンゲージメントをこれまで以上にあげるから、消費と余暇をより重要とみなす観点からは、マイナスの要因でありえる。もちろん、消費と余暇に道徳的に意味はない、と言えれば、このネガティブな影響自体が道徳的に無視すべきものともなりえるが、消費と余暇に道徳的価値——二つの道徳的能力の実現——がある以上、職場民主主義を強制すれば、この強制自体の中立性——さらに中立的な理由が提供できるかどうか——が問題となる。ここで注目すべきは、消費と余暇が単に人生の諸機会を開くだけなのに対して、職場民主主義の強制は特定の個人的な生き方の強制になることである。たとえその理由が支配服従関係の排除と二つの道徳的能力の実現という、市民としては誰しもが認めるべき価値・理由であったとしても、それを個人的な生き方の文脈に及ぼせば、それはもはや中立的理由を構成しないのは先に述べたとおりである。そこで、職場民主主義の強制は、中立的理由を提供するものではありえない。これは道徳的に大きなマイナス、つまり高くついたコストとなる。結論として、この文脈では、反卓越主義＝中立性の観点からみて、職場民主主義を強制するのではなく、消費と余暇を重視する必要がある。

以上のように、連带的効率性は反卓越主義に由来する中立性の要求と結びつき、職場民主主義よりも消費と余暇の効率的生産を優先する、反卓越主義的効率性とでもいうべきものを生じうる。以上の話をまとめておこ

う。道徳的観点から主張される消費と余暇の必要性、また職場民主主義の道徳的コストが高くつくという問題は、消費と余暇を職場民主主義に対して擁護すべき反卓越主義の議論へとつながる。それは、(A)もし政府が職場民主主義を強制するというなら、それは人々の個人としてのあるべき生き方自体を設定するものになるから受け入れられない、というものだ。また、この反卓越主義の議論は、(B)消費と余暇の保障は、二つの道徳的能力の実現に必要である点で道徳的に価値があり、またそれは人々の生き方を直接拘束するものではない、という主張も含む。つまり、職場民主主義が高くつく、というのは卓越主義的政策によって人々の生き方の選択肢が特定の方に誘導されてしまうという、ある種の道徳的な機会費用の高騰を指すわけである。そこで、もしわれわれがトマスとともに反卓越主義の立場に立つならば、職場民主主義よりも消費と余暇を擁護、もしくは優先するというのは十分に道徳的理由があることになる。

4. 反卓越主義の限界と政策的卓越主義

職場民主主義に関する反卓越主義的効率性の議論は、職場民主主義を推進しない強い理由を示す。このことは、企業がいかに内部の組織を運営するかについてフリーハンドを与えるものではない。消費と余暇がこの議論の根本にある以上、適切な給与と休暇を与えることが一つの条件となるからである。しかし、組織の作り方や意思決定のあり方について、この反卓越主義の議論は、政府の介入が行われるべきでない根拠となるから、企業規制や企業統制を行う際には強い歯止めとなるだろう。

ただ、職場民主主義の公的推進は不要なのだろうか、という疑問は残る。そもそもトマス自身が、彼の財産所有デモクラシーの構想において、職場民主主義に対して肯定的な評価と公的な役割を与えていることを想起しよう。先述の消費と余暇を優先する反卓越主義的効率性の議論は、二つの道徳的能力の実現にさまざまな財、サービス、社会参加の機会が必要であるという見解に基づいていた。この見解は、職場民主主義と消費と余暇

のいずれを社会的に推進するかという文脈では後者に軍配をあげるが、職場民主主義自体を否定するものではないことに注意されたい。むしろ、仕事をすることが当然とされる社会において、職場民主主義の体験は、多くの人にとって社会的知見を得る機会ともなるから、二つの道徳的能力の実現にとって不可欠とはいえないが、十分有益である。総じて言えば、支配服従関係を防ぐ方法として、また二つの道徳的能力のための社会参加の機会として、職場民主主義はトマスの財産所有デモクラシーの体制の中でも肯定的役割を果たしているのである。こう考えれば、トマスの職場民主主義への肯定的評価は合点がいく。ただし、それは財産所有デモクラシーのアジェンダの一部ではない。それを行えば卓越主義に至るからである。そこで、財産所有デモクラシーの中で職場民主主義は政策的奨励の対象にとどまる。

この辺がどうも溜飲が下がらない点である。職場が社会的支配服従関係の主要な舞台であることはつとに指摘されているし、トマスもそれを認めている。そして、トマスは何らかの手当てが必要であることも認めている。しかし、それはトマスの構想では正義の問題ではない。ではどのような道徳の問題なのかといえ、政策の問題であること以上は不明である。このように、職場民主主義は正義以外の領域で何らかの道徳性を帯びており、しかも何らかの公的地位を得るわけだが、それについて詳らかではないのである。それは当然で、もしここに踏み込めば卓越主義の問題を発生させてしまうからである。だが、反卓越主義的効率性によるならば、政策的に職場民主主義を促進することもまた、卓越主義として排除されるべきではないのか。リベラルな政治理論において、反卓越主義との関係でよく問題になるのは美術館への補助金などだが、これらは卓越主義的行動を政府が政策的にとることに関しての論難であることも思いだされたい。⁽²³⁾ この点に関して、トマスは自らの立場を卓越主義と中立性の中間を行くものとも言うのだが、この点は踏み込んで展開されない（Thomas 2017: 274）。

他方で、本稿の主張は、職場における社会的支配服従関係を問題にするのであれば、職場民主主義を正義の要請として、つまり財産所有デモクラ

シーのプロジェクトの一部として位置付けるべきだ、というものである。但し、実践においては職場民主制までは主張しない。財産所有デモクラシーがリベラルな正義の構想である以上、職場民主制はそのコストが大きいからである。このことはトマスと同じく、職場民主主義を政策的奨励のレベルにとどめることを意味するが、他方でそれを単に市場の機能的帰結に委ねない。あくまで職場民主主義はより高い憲法レベルでの適切な経済的諸自由の保障とともに、正義を理由として促進されるべきであるとする。これが本稿の立場である。

このようなトマスよりも踏み込んだ立場を樹立するためには、それが持つ卓越主義的含意を適切に扱わなければならない。筆者はここで、職場民主主義の取り扱いを難しくする反卓越主義を制限することを主張したい。トマスの職場民主制反対論の根拠にあったのは、中立性を要求する反卓越主義的効率性へのコミットメントであった。つまり、職場民主主義に対して否定的な反卓越主義は、二つの道徳的能力に必要な財やサービス、社会参加機会のいかなる生産のあり方が——より人々に特定の生き方を押し付けることがないかという点で——適切かを測る基準として機能している。職場民主主義はこの基準にかなわないから、社会全体では採用されない。しかし、この基準の効力自体に限界はないのだろうか。もし、限界があるとすれば、反卓越主義は制限される。それに応じて、職場民主主義の社会的導入が大幅に認められるケースが出てくるだろう。もし、この限界と制限に理があれば、財産所有デモクラシーのプロジェクトに職場民主主義をより積極的に導入することが正当化されると思われる。

さて、ここで問題としたいのは、政府の活動に対する中立性による抑制が持つ有効性の範囲である。メックレド＝ガルシアの議論を参照したい。メックレド＝ガルシアによれば、中立性は正義原理がいかなるものであるかを定める際の制約条件としては機能するが、政策を積極的に決定することはできないという(Meckled-Garcia 2017)。メックレド＝ガルシアは、リベラルな社会において政府の強制力に正統性を付与するのは、各個人が自らの善の構想を定めるといふ、自らに対する支配権つまり「自己主権

（‘self-sovereignty’）」を等しく尊重することであり、それこそが中立性の要求の核になるものであるとする（Meckled-Garcia 2017: 150, 154-155）。そして、このミニマムな正統性の上に、人々の自己主権を侵害しないような理由——つまり中立的な理由——から正義の原理が打ち立てられる（Meckled-Garcia 2017: 155-156）。さて、メックレド＝ガルシアによれば、このような中立性要求は、政策ではなく、正義原理を支持する理由に対する制約として理解されるのが最も適切である。というのも、非中立的な、例えば宗教的理由（慈恵など）から支持された政策であっても、それが正義原理の実現に有用であることは十分に考えられるからである（Meckled-Garcia 2017: 150-152）。ここから一歩進んで、メックレド＝ガルシアは、中立性要件それ自体は積極的に政策を支持するような要件ではそもそもないという。中立性は正義を考える上で重要な人々の状況——健康や経済状況など——を直ちに考慮するものではないからだ（Meckled-Garcia 2017: 152）。そうであるから、抽象的な正義原理を超えて、政策の決定という段階に到れば、さまざまな理由のバランスを考えなければならない。メックレド＝ガルシアは政策の適切さを決める考慮の全体性、つまりホーリズムを主張する。ここでは非中立的な理由もまた検討される。他方で、中立性要件は、より抽象的かつ根本的なレベル——正義原理のレベル——で統治のあり方を拘束しているのである（Meckled-Garcia 2017: 150-154）。

このメックレド＝ガルシアの議論は、正義原理の外に位置する政策のレベルでは、反卓越主義は徹底されえないことを示唆する。というのも、卓越主義的政策であっても、その結果が正義原理の求めるところと一致していたり、それを促進したりすることは十分に考えられるからだ。筆者はこのように認められる卓越主義を「理にかなった政策的卓越主義」と呼ぶこととする。この卓越主義は、正義原理のために要請される卓越主義であり、その政策は特定状況下においては正義の要請事項となる。

以上の見解をトマスの財産所有デモクラシーをめぐる現在の議論に適用しよう。トマスの反卓越主義的効率性や中立性もまた、正義原理およびその直接の支配下にある憲法の内容を射程に収めるものの、⁽²⁴⁾ それ以上には

及ばないと考えられるだろう。他方で、「理にかなった政策的卓越主義」の観点からは、正義原理を超えた文脈では、卓越主義的政策もまた促進される余地がある。トマスが肯定的に評価し、政策的に促進しようとする職場民主主義は、この「理にかなった政策的卓越主義」に由来すると解するのが最も適当である。これは正義を卓越主義に基づけることや、卓越主義への全面的な賛同を意味するものではない。できる限り政府の強制性から卓越主義的考慮は排除された方がよいことには変わりがない。しかし、正義にかなった体制を維持するためには、ある社会背景を前提とすると、何らかの道徳的教説が有用であったり、その推奨や促進が必要であったりすることも否めない。このようなケースでは、正義にかなった体制の維持という目的に基づいて、卓越主義的選択肢をとることが正義のために要請される。職場民主主義の積極的促進はその顕著な例である。特に、トマスの正義＝財産所有デモクラシーの要求は支配服従関係の防止と二つの道徳的能力の実現であるから、これを仕事という支配服従関係が濃厚な社会的文脈において達成しようとする職場民主主義は、正義の要求にそれ自体として背くわけではそもそもない。企業の力が強くなりすぎることが懸念される局面においては、たとえそれが卓越主義的であったとしても、企業を民主主義的なものにするために諸政策を施すことが、正義を理由として求められるのである。そしてトマスと異なり、このことは企業のあり方を市場の機能的帰結に任せないことを意味するのである。

まとめれば、財産所有デモクラシーにおいて企業を規制し、特定の仕事のあり方（職場民主主義）を奨励することは「理にかなった政策的卓越主義」の観点から正当化される。それは、職場民主制の導入を意味しないから、すべての企業がその組織の構造のあらゆるレベルにおいて民主主義的になる必要はない。（但し、その理由には、消費と余暇を市民に保障するという要素があることを忘れてはならない。）最終的にどの程度の「理にかなった政策的卓越主義」の職場民主主義奨励策が必要とされるかは、原理的に決まるものではない。それは、状況に応じた政治的決定による。もし、トマスが考えるように、職場民主主義の伸展と普及が労働市場の極端

な不活発化を招き、生産性を著しく下げたり技術開発を難しくしたりするのであれば、職場民主主義の奨励政策は相当限界を持たざるを得ない。だが、その場合であっても、職場民主主義は正義の観点から推奨されるべきものとして残る。重要なことは、政府は場合によって職場民主主義を促進する道徳的責任を持つことを明確にすることであり、その促進は場当たり的で根拠が薄いものであってはならず、より明確な正義の上での配慮によってもたらされると認めることである。

おわりに

本稿では、トマスの財産所有デモクラシーの検討を通じて、職場民主主義がいかに関企業規制の根拠となる正義の要請事項として考えられるかを論じた。支配服従関係の防止と二つの道徳的能力の実現という目的を持つ財産所有デモクラシーは、職場民主主義と親和的である。他方で、トマスは職場民主主義に関して、職場民主制を否定する一方、その政策的奨励を認めるという立場をとる。本稿は、このようなトマスの立場を批判的に検討することで、「理にかなった政策的卓越主義」という観点から、職場民主主義を正義の要請事項として政府が責任を持ち積極的に推進する立場を提案した。

【謝辞】本稿の執筆にあたって、Alan Thomas氏（University of York, UK）、Saladin Meckled-Garcia氏（University College London, UK）との意見交換から多くの示唆を得た。また、本稿の作成過程で中井遼氏、堀澤明生氏、水野陽一氏、山口亮介氏からコメントを得た。記して感謝申し上げる。当然、本稿の問題点は筆者一人に帰属する。本稿は、北九州市立大学特別研究推進費の研究成果の一部である。

〈注〉

- (1) 財産所有デモクラシーはロールズを離れて多様な展開を見せているが、この点で代表的な論文集には O'Neill and Williamson(2012) がある。また大庭 (2018) も参照。
- (2) トマスが憲法の内容になると考える正義原理の範囲は、基本的自由の保障、公正な機会の均等、財産所有デモクラシーである (Thomas 2017: 135)。
- (3) トマスは肝心の資本についての議論があいまいだ、との批判がある (Herzog 2019: 499-500)。本稿では詳細は論じないが、この批判には説得力があると思われる。
- (4) トマスが主として依拠するのは、ペティットによる共和主義 (e.g. Pettit 1997, 2012) である。
- (5) 但し、恣意的な介入がなければ、それだけ仕事のタスクでの自己決定の余地は広がるから、職場民主主義的な実践とはいえるだろう。
- (6) 近年の重要な議論にはYeoman(2014)とVeltman(2016)がある。
- (7) トマスの互惠性概念に絞って搾取論を検討したものとして、Wilesmith(2018)を参照。
- (8) 筆者は主にコウトの定義に従っている(Couto 2014, esp. Introduction and ch.1)。
- (9) 但し、基本財とその分配を決める正義原理の下で、各人は自らの人生の目的を、その限界内に収めなくてはならない (Rawls 2005: 189-190)。しかし、これは各人の人生の目的や、その基になる善の観念を直接提供したり、拘束したりするものではない。
- (10) 例えば、ロールズのアリストテレス原理を利用したウォールの議論 (Wall 2014: 421-426) を参照。
- (11) Cf. Thomas (2017: 7-8)。
- (12) この点につき、サラディン・メックレド＝ガルシア氏との意見交換から多くを学んだ。深く感謝したい。
- (13) Cf. McMahon (1994 :75)。
- (14) これらはロールズにおいて基本財として定義されたものを含むだろう。それらは思想の自由や移動の自由、職業選択の自由、さまざまな職位への機会、自尊の社会的基礎などを含む(Rawls 1999: ch. 17, 2005: 76, see also Freeman 2007: 478, Hosein 2014)。しかしこれらに限られるものではない。
- (15) Cf. Rawls (1971: 92)。
- (16) トマスの地位財に関する扱いについては、Thomas (2017: ch.2)を参照。彼は地位財を社会的排除の問題として扱っている (Thomas 2017: 53)。
- (17) Rawls (2001: 179)。またロールズと余暇の問題について手短にまとめたものとして、Olson(2014)を参照。
- (18) Cf. Williams (2003: 116)。
- (19) これは実証的な仕事の心理的影響の問題とは別であることに注意。心理的によい

効果のある仕事であっても、仕事をすればそれだけ機会費用は消費と余暇に関して発生している。

- (20) Cf. Thomas (2017: 259-260), Taylor (2014).
- (21) 二つの中立性については、Kymlicka (1989: 883-884), Sher (1997: 4), Meckled-Garcia (2017: 150-151)を参照。
- (22) Cf. Gould (1988), Yeoman (2014), Veltman (2016).
- (23) Cf. Dworkin (1985: ch.11).
- (24) トマスにおいては、正義原理が制度的要求とセットであることに注意 (Thomas 2017: 95,133-139)。

文献

- Arnold, N.S. (1994) *The Philosophy and Economics of Market Socialism: A Critical Study*. Oxford: Oxford University Press.
- Anderson, E. (2017) *Private Government: How Employers Rule Our Lives (and Why We Don't Talk about It)*. Princeton: Princeton University Press.
- Cohen, G. A. (2008) *Rescuing Justice and Equality*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Couto, A. (2014) *Liberal Perfectionism: The Reasons That Goodness Gives*. Berlin: De Gruyter.
- Dworkin, R. (1985) *A Matter of Principle*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Freeman, S. (2007) *Rawls*. Oxford: Routledge.
- Freeman, S. (2013) 'Property-Owning Democracy and the Difference Principle', *Analyse & Kritik*, 35(1), 9-36.
- Gould, C.C. (1988) *Rethinking Democracy: Freedom and Social Cooperation in Politics, Economy, and Society*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Herzog, L. (2019) 'Thomas, Alan. *Republic of Equals: Predistribution and Property-Owning Democracy*' (Book review), *Ethics*, 129(3), 497-501.
- Hirsch, F. (1976) *Social Limits to Growth*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Hosein, A. (2014) Higher-Order Interests. In: J. Mandle and D. A. Reidy (eds.) *The Cambridge Rawls Lexicon*. Cambridge: Cambridge University Press, 342-345.
- Hsieh, N. (2005). 'Rawlsian Justice and Workplace Republicanism', *Social Theory and Practice*, 31(1), 115-142.
- Kymlicka, W. (1989) 'Liberal Individualism and Liberal Neutrality', *Ethics*, 99(4),

883-905.

- McMahon, C. (1994) *Authority and Democracy: A General Theory of Government and Management*. Princeton: Princeton University Press.
- Meckled-Garica, S. (2017) On the Scope and Object of Neutrality: Politics, Principles and 'Burdens of Conscience'. In: C. Laborde and A. Bardon (eds.) *Religion in Liberal Political Philosophy*. Oxford: Oxford University Press, 147-160.
- Olson, K.A. (2014) Leisure. In: J. Mandle and D. A. Reidy (eds.) *The Cambridge Rawls Lexicon*. Cambridge: Cambridge University Press, 433-434.
- O'Neill, M. and Williamson, T., eds. (2012) *Property-Owning Democracy: Rawls and Beyond*. Malden, MA: Wiley-Blackwell.
- Pettit, P. (1997) *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*. Oxford: Oxford University Press.
- Pettit, P. (2012) *On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Raekstad, P. (2017) 'Property-Owning Democracy as an Alternative to Capitalism' (Book Review), *European Journal of Political Theory*, <https://doi.org/10.1177/1474885117725900>. [accessed 8 January 2020]
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*. Cambridge MA: Harvard University Press.
- Rawls, J. (1999) *Collected Papers*. Samuel Freeman (ed.) Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Rawls, J. (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*. Erin Kelly (ed.) Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Rawls, J. (2005) *Political Liberalism*, expanded edn. New York: Columbia University Press.
- Sher, G. (1997) *Beyond Neutrality: Perfectionism and Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Taylor, R.S. (2014) 'Illiberal Socialism', *Social Theory and Practice*, 40(3), 433-460.
- Thomas, A. (2017) *Republic of Equals: Predistribution and Property-Owning Democracy*. Oxford: Oxford University Press.
- Veltman, A. (2016) *Meaningful Work*. Oxford: Oxford University Press.
- Vrousalis, N. (2018) 'Alan Thomas, *Republic of Equals*' (Book Review), *Philosophical Review*, 127(1), 125-130.
- Wall, S. (2014) Perfectionist Justice and Rawlsian Legitimacy. In: J. Mandle and D. A. Reidy (eds.) *A Companion to Rawls*. Malden, MA: Wiley-Blackwell, 413-429.
- Wilesmith, J. (2018) 'Republic of Equals: Predistribution and Property-Owning Democracy, Alan Thomas'. (Book Review), *Economics & Philosophy*, 34(1), 114-120.

- Williams, A. (2003) Resource Egalitarianism and the Limits to Basic Income. In: A. Reeve and A. Williams (eds.) *Real Libertarianism Assessed: Political Theory after Van Parijs*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 111-135.
- Yeoman, R. (2014) *Meaningful Work and Workplace Democracy: a Philosophy of Work and a Politics of Meaningfulness*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Young, I.M. (1990) *Justice and the Politics of Difference*. Princeton: Princeton University Press.
- 大庭大（2018）「事前分配（pre-distribution）とは何か——政策指針と政治哲学的構想の検討」、『年報政治学』、2018(Ⅱ)、246-270.

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. XLVI No. 3 / 4

March 2020

**Property-Owning Democracy and the Regulation of Firms:
Should We Aim for More Democratic Workplaces?**

OSAWA Shin